（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第二号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十一条第一項第一号」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十一条第一項第一号」に、「第二十三条」を「第二十八条」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十七条第二項第二号中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第三十一条の前の見出し、同条及び第三十二条を削り、第三十条の二を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第四章中第二十九条の二を第三十条とする。

第三十三条第一項中「行政機関個人情報保護法第四十六条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十四条」に、「法第三十条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十二条」を「同法第七十六条」に、「行政機関個人情報保護法第二十六条第一項」を「同法第八十九条第一項」に改め、同条第二項中「行政機関個人情報保護法第十三条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第七十七条第一項」に改める。

第三十四条中「第二十三号」を「第二十一号」に、「第二十四号」を「第二十二号」に改める。

別表第十九号中「（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項」を「第百五条第一項の規定による諮問、同法第百四十三条第一項」に、「又は立入検査」を「若しくは立入検査、同法第百五十三条の規定による資料の提出及び説明の求め若しくは実地調査、同法第百五十六条の規定による報告の求め又は同法第百六十二条第一項の規定による報告の求め」に改め、同表中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げる。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律施行令の適用に関する経過措置）」に改め、同条中「次に掲げる政令」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（これらの規定を同令第二十八条において準用する場合を含む。）」に改め、同条各号を削る。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「これ」を「同項に規定する情報の集合物」に、「情報の集合物」を「もの」に改める。

第四条の見出しを「（個人情報の適正な取扱いに関する法律）」に改め、同条中「を法」の下に「第十条第七項（法第二十九条において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

（宮内庁組織令の一部改正）

第十二条　宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十条第一項」に改める。

（個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正）

第十三条　個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い」を削り、「並びに個人情報取扱事業者及び」を「、個人情報取扱事業者及び」に、「に関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関」を「並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等」に、「同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）」を「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報」に改め、「、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監督」を削る。

（復興庁組織令の一部改正）

第十四条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の項を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）	第三十条第一項	第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
	第三十四条第二項	第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁設置法第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

附則第七条第一項の表行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の項を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第十五条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とする。

第六条第四号ロ中「前条第七号」を「前条第六号」に改める。

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。